

3 職員団体の登録制度

(1) 登録制度の意義

職員団体の登録制度は、職員団体が民主的かつ自主的な組織として運営を行っており、責任ある労使関係の当事者であるかどうかを客観的に明らかにするもので、交渉等における職員団体との関係を円滑にし、安定した労使関係を図ることを目的としています。

(2) 登録の効果

職員団体は登録されることによって、次の①から⑥までの便宜が与えられます。

①	適法な交渉の申入れに対して、当局に交渉応諾義務が生じます。
②	人事院に対して、人事院規則の制定改廃を要請することができます。
③	職員団体の役員は在籍専従の許可を得ることができます。
④	職員団体の役員等は短期従事の許可を得ることができます。
⑤	人事院に申し出るにより法人格を取得することができます。
⑥	勤務条件に関する行政措置の要求ができます。

(3) 登録の要件

職員団体が登録されるためには、次の①から③までの要件を満たす必要があります。

①	職員団体の規約に、名称、目的・業務、主なる事務所の所在地、構成員の範囲・構成員の資格の得喪に関する規定等、一定の事項が定められていること
②	職員団体の役員選出、規約の制定などの重要事項の決定が、民主的な手続（平等かつ秘密の選挙による全員（役員の場合は投票者）の過半数による決定）で行われていること。
③	職員団体の構成員は職員に限られていること（役員は除く。）。

(4) 登録の効力停止・取消し

登録は、職員団体が国家公務員法に定める登録要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを公証する行為であるため、次の①から③までのいずれかに該当した場合には登録の効力を停止し、又は登録を取り消すこととなります。

①	国家公務員法第108条の2に定める職員団体でなくなったとき。
②	登録要件に適合しない事実があったとき。
③	登録事項の変更届を提出しないとき。